

羽曳野市指名業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事について指名競争入札にむけた業者の選定を行うため、羽曳野市競争入札参加者審査選定規程（平成15年羽曳野市訓令第15号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名時の遵守事項)

第2条 業者を指名しようとするときは、規程に留意するとともに、次の各号を遵守しなければならない。ただし、非常災害時又は特に緊急を要する建設工事において、特別の事由があるときは、その限りでない。

- (1) 指名選定に当たっては、入札参加の機会の均等を図ること。
- (2) 指名選定に当たっては、選考時点で羽曳野市の工事の竣工検査が未だ完了していない業者の指名を差し控えること。
- (3) 指名選定に当たっては、可能な限り市内業者から順次選考するよう配慮すること。
- (4) 重複工事の限度額は、各工事毎の級別格付表の各ランク額とすること。
- (5) 可能な範囲において、分離発注を考慮すること。

(入札辞退者の取扱)

第3条 指名した者は、いつでも入札を辞退することができるものとする。なお、入札辞退者に対しては、これを理由に以後の指名等について不利益な取り扱いをしてはならない。

2 指名を受けた後、入札辞退を希望する者に対しては、次の各号を遵守させるものとする。

- (1) 入札前のときは、入札辞退書を契約担当課に直接持参すること。
- (2) 入札執行中のときは、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入すること。

附 則

この要領は、昭和51年7月1日から実施する。

附 則（昭和54年3月16日改正）

この要領は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則（昭和54年10月1日改正）

この要領は、昭和54年11月1日から実施する。

附 則（昭和57年3月6日改正）

この要領は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則（昭和57年7月24日改正）

この要領は、昭和57年8月1日から実施する。

附 則（平成5年5月25日改正）

この要領は、平成5年6月1日から実施する。

附 則（平成6年5月31日改正）

この要領は、平成6年6月1日から実施する。

附 則（平成10年3月20日改正）

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 13 年 3 月 7 日改正）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 14 年 10 月 9 日改正）

（施行期日）

1. この要領は、平成 14 年 10 月 10 日から実施する。

（経過措置）

2. 改正後の要領は、平成 15 年 1 月 21 日以後の 15・16 年度建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出業者から適用し、同日前の 14 年度登録業者については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日改正）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日改正）

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 3 月 日改正）

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。